

I 副籍制度とは

1 副籍制度に関する基本事項

○ 副籍制度とは

副籍制度とは、「都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る取組」のことです。

○ 副籍制度の目指すもの

・ 共生社会の実現

副籍制度が目指すのは共生社会の実現です。

都教育委員会では、副籍制度が、障害のある子供と障害のない子供をつなぎ、支え合って生きる社会の形成に向けた方策の一つとして更に充実・発展することを目指しています。

・ 共生社会の担い手の育成

共生社会を実現するためには、その担い手となる人材の育成が重要です。そして、将来の共生社会を担う人材こそ、地域の小学校や中学校、都立特別支援学校で学ぶ子供たちです。

副籍制度に基づく交流活動は、子供一人一人の「心」を育てる教育の場であり、それは単に障害のある人への理解に留まらず、「社会には様々な立場や考えの違う人がいて当たり前である」という人間同士の相互理解（人権教育）や、思いやりの気持ちを大切にすると人格の形成にもつながるものと考えます。

○ 共生社会の実現に向けて

・ 区市町村を基盤とした副籍制度の推進

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒は「地域の子供」でもあります。

区市町村における就学（転学）相談の過程で保護者の意向を十分に聞き取り、責任をもって地域指定校を決定することや、学校間で交流活動の内容や方法に「差」が生じないよう、域内の小・中学校への理解推進及び交流活動の充実に向けた指導・助言を行うことなどが重要になります。

・ 子供たちの交流活動を支える人々に期待される役割

子供一人一人の「心が育つ」交流活動を行うためには、小学校や中学校、都立特別支援学校に在籍する子供たちに関わる全ての大人が、それぞれに期待される役割を自覚し、その役割を果たすことに努める必要があります。

それは、都立特別支援学校や小・中学校の保護者、地域の人々など、子供たちに関わる全ての大人（私達）に求められるものです。都教育委員会や区市町村教育委員会は、「私達に求められること」について、広く理解啓発を図っていく必要があります。

・ 実情に応じた交流活動の工夫

副籍制度を利用した交流は、最長で9年間の継続実施が可能です。長期的な展望をもって「無理なく続ける」ことが大切です。交流を長く継続させていくためには、児童・生徒はもとより、都立特別支援学校や小・中学校の教員、保護者等に過剰な負担が掛からない方法で、内容の充実を図る工夫を行うことが求められます。

それぞれがアイデアを持ち寄ることにより、実情に応じた特色のある交流活動を進めることが期待されています。

○ 副籍制度に基づく交流活動の基本的な考え方

直接的な交流においても、間接的な交流においても、交流活動はその深度と密度が大事です。

「つながり」を深化させるためには、「顔が見える関係」を構築することが大切です。「顔が見える」とは、直接的な交流のみを示すわけではありません。例えばお便り交換のみの交流であっても、子供同士がメッセージを交換し合うなどして、互いに「会ってみたい」という思いが自然に醸成されるような活動を創意工夫することができます。

「児童・生徒が直接にふれあう機会を大切にする」という考え方に基づき、直接的な交流の機会を充実させながらも、直接会えない場合でも、交流活動の充実に向けてそれぞれがアイデアを出し合い、工夫することが求めます。

○ 交流活動の創意工夫のポイント

- ◎ 子供一人一人の「心が育つ」交流
- ◎ 無理なく「続けることができる」交流
- ◎ お互いの「顔が見える」交流
- ◎ 将来への「希望がもてる」交流

I 副籍制度とは

○ 対象となる児童・生徒

都立特別支援学校の小学部、中学部に在籍する児童・生徒を対象とします。

原則として、都立特別支援学校の小学部、中学部に在籍する全ての児童・生徒が副籍をもちます。

児童福祉施設や療育センター等に入所している児童・生徒については、児童・生徒の障害の状態等を考慮し、都立特別支援学校入学後に、在籍校の校長が、当該の施設長や保護者と協議の上、副籍制度の利用について決定します。

病気治療等のために入院し、都立特別支援学校に転学をして分教室での教育や訪問による教育を受けている児童・生徒については、退院もしくは健康が回復した際には前籍校に転学することを前提としているため、副籍制度の対象とはしません。

○ 地域指定校

地域指定校は、副籍制度の趣旨を踏まえ、原則として、自宅に最も近い小学校又は中学校とします。(通学区域を定めている場合は、通学区域内の小学校又は中学校とします。)

地域指定校は、就学相談の過程で、区市町村教育委員会が調整・決定しますが、特別な事情があり、児童・生徒やその保護者が上記以外の小学校又は中学校を地域指定校に希望する場合には、区市町村教育委員会は、保護者が希望する小学校又は中学校の校長と相談の上、地域指定校を決定します。

なお、その際、区市町村教育委員会は、副籍制度の趣旨を踏まえた上で保護者の意向を十分に聞き取り、適切な対応に努める必要があります。

年度途中に、区市町村立小学校又は中学校から都立特別支援学校に転学した児童・生徒については、転学相談の過程あるいは転学後に保護者の意向を十分に聞き取った後、地域指定校を調整・決定します。

○ 学齢簿への記載

各区市町村教育委員会は、都立特別支援学校の小学部、もしくは中学部への就学が決まった児童・生徒の地域指定校名を「学齢簿」に記載します。

なお、管理システム等の事情により、学齢簿への記載が難しい場合には、当該の区市町村教育委員会の判断により、他の公簿への記載に代えることができます。

○ 指導要録への記載

都立特別支援学校は、児童・生徒の指導要録(様式2)の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に地域指定校を記載します。

○ 実施要項等について

都立特別支援学校は、本ガイドブック等を基に、実施内容や実施手順などを記入した「副籍実施要項」を作成する必要があります。

実施要項等を作成する際には、区市町村教育委員会と事前に協議を行うと、地域指定校との連携を円滑に行うことができます。

○ 副籍制度に基づく交流活動について

交流活動には、当該児童・生徒が地域指定校の授業や学校行事に参加する「直接的な交流」と、学校便りや学級便りの交換等を中心とした「間接的な交流」があります。

・ 直接的な交流

各教科や特別の教科である道徳、特別活動(学級活動、児童会又は生徒会、小学校のクラブ活動)、総合的な学習の時間において、交流及び共同学習を行うことが考えられます。

教科等における交流及び共同学習は、障害のある児童・生徒の指導上の必要性だけでなく、地域指定校の状況等を踏まえ、地域指定校の児童・生徒にとっても教育効果が高まるよう、地域指定校と在籍校が連携して組織的・計画的に実施する必要があります。

オンラインでの交流等、デジタル機器を活用することは、地域指定校を訪問することの負担を軽減し、日常的な関わりを充実させることが期待されるとともに、初めての環境に不安を感じる都立特別支援学校の児童・生徒にとって、直接的な交流実施に向けた準備段階としての役割となることも考えられます。

直接的な交流の例

- ・ 合奏を主とした音楽科の授業への参加
- ・ お楽しみ会などの学級活動への参加
- ・ 帰りの会において、一日の活動の様子をオンラインで報告

• 間接的な交流

お便りの交換は、互いの学校・学級の様子等を知り合うための有効な手段の一つです。したがって、直接的な交流を行う児童・生徒も含めて、全ての児童・生徒が行うことが望ましいと考えます。

お便りの交換の方法は、次のような方法が考えられます。

- ① 郵送をする。
- ② 都立特別支援学校の児童・生徒が地域指定校に届ける。
(直接的な交流時の手渡しを含む。)
- ③ 地域指定校の児童・生徒が都立特別支援学校の児童・生徒の自宅を訪問して手渡しする。
- ④ 電子データにより送付する。

これまでの交流事例の中には、「お便りの交換だけの交流であるが、玄関先の言葉や握手を交わしたりするなど、互いに仲良く向き合うことができている」といった報告もあります。

学校や自宅を訪問する際の安全等に十分に留意しながら、個に応じた交流方法を工夫することが大切です。

間接的な交流の例

- 都立特別支援学校の学校便りや学年便り等の小・中学校での掲示
- ビデオレターの交換
- 作品交流

※ 電子データでのやり取りには、各在籍校のルールに従い、個人情報の保護に十分留意する必要があります。

○ 交流活動の実施に当たって

都立特別支援学校は、交流活動に対する保護者の意向を十分に聞き取り、「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」等を活用するなどして、計画・実施・評価（記録）する必要があります。

交流活動中の事故等は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付等の適用になります。ただし、物損等の補償は定めがないため、都立特別支援学校の校長は、直接的な交流を希望する児童・生徒の保護者には、損害賠償保険等の加入を勧めておく必要があります。

○ 直接的な交流を実施する場合の基本的事項

- 直接的な交流は、地域指定校の施設設備で対応可能な範囲の内容で計画・実施します。
- 机、椅子、下駄箱等は、地域指定校の物品を使用します。
- 地域指定校の学習に参加する日は、都立特別支援学校の出席日として取扱います。
- 地域指定校の了解がある場合には、課外活動に参加することもできます。
- 教科書は、都教育委員会が採択した教科書が在籍校で無償給与されます。したがって地域指定校と同じ教科書の使用を希望する場合には、保護者の負担で購入することになります。
- その他、地域指定校において都立特別支援学校の児童・生徒に還元される教材や給食等の費用についても、保護者負担となります。

○ 直接的な交流の付添いについて

直接的な交流を行う際は、地域指定校までの通学の安全管理や、地域指定校での学習状況の把握、必要な支援等の観点から、原則、付添い者が必要です。

付添い者は、原則として保護者が行うものとします。

ただし、保護者の責任において、ボランティア等が付き添いを行うことも可能です。その際、保護者は、事前にその旨を在籍校及び地域指定校に知らせ、了解を得ておく必要があります。また、ボランティア等が付き添う場合でも、交流の初日には保護者が付き添い、地域指定校の様子等を把握しておくことが望ましいと考えます。

○ 個人情報の取扱いについて

都立特別支援学校は、地域指定校に提供する当該児童・生徒に関する個人情報については、あらかじめ当該児童・生徒の保護者に、地域指定校の「誰に・何を・何の目的で・どのように」提供するのかを明らかにした上で、行うようにします。

情報の提供を受けた地域指定校は、当初目的以外に情報を利用することがないように十分に注意するとともに、その管理に留意する必要があります。

個人情報の取扱いについては、「東京都個人情報の保護に関する条例」及び区市町村の「個人情報に関する条例」等に基づき、適正に管理する必要があります。個人情報が、目的外に使用されることがないように十分に配慮する必要があります。

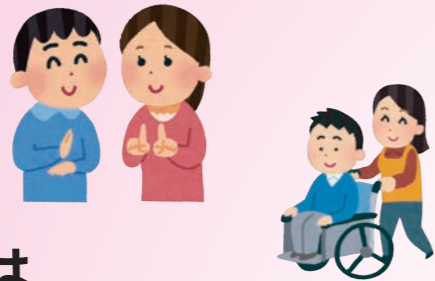
2 副籍制度が目指すもの

副籍制度が目指すのは、共生社会の実現です。

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会を目指しています。

★ 街の中では

- ・ 障害のある人が気軽に外出でき、人々が気軽に挨拶し合い、声を掛け合い、自然に手を差し伸べる様子が見られる。



★ 公園では

- ・ 障害のある子供と障害のない子供が一緒に遊んでいる。



★ 職場では

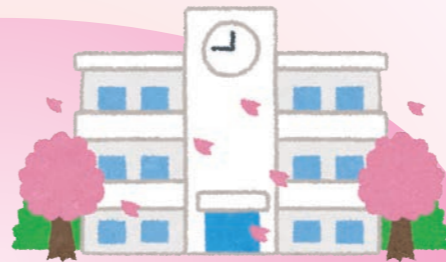
- ・ 障害のある人と障害のない人が協力し、ともに生き生きと働いている。



★ 学校では

- ・ 障害のある子供と障害のない子供がともに学ぶ場面がある。

【交流 及び共同学習の推進】



★ 公共交通機関では

- ・ 障害のある人やお年寄り等に自然と席を譲る場面が見られる。



★ 地域の行事では

- ・ 障害のある子供も、地域の一員として参加でき、障害のない人々とともに楽しむことができる。



★ 家庭（家族）同士では

- ・ 障害のある子供を育てる家庭と近隣家庭との日常的な交流があり、必要なときに支援を求める（手助けをする）ことができる。
- ・ 大規模災害の発生時等には、お互いに助け合うことができる。



地域指定校の子供たちに期待すること

- 「障害のある人達」という理解を超えて、「○○さん」という個人の理解を深めてほしいと願っています。
そのためには、交流活動を長く継続し、互いに「慣れる」ことが大切です。
- 障害のある人に初めて接する時は、どう接してよいか迷うこともあると思います。でも、交流を続けていくうちに、お互いに少しずつ様子が分かってきて、例えば、障害のある友達が困っているときには、声をかけたり、手伝いをしたりすることが自然とできるようになります。
- そういうとき、きっと子供たちは、その人の「障害」を超えて、「○○さん」という個人と接しているのだと思います。



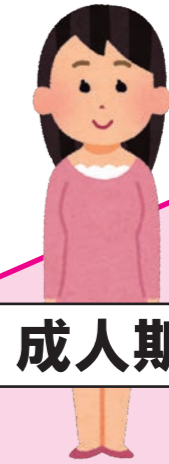
【期待される姿】

- 副籍制度を通じて知交わし合ったり、遊日常的な関わりがも
- 交流活動の際には、ることができ、支援で手助けをすること
- 街の中などで困って、的に手助けすること



学齢期

り合った友達と、挨拶や言葉をびや地域活動に誘ったりなど、てる。
障害のある友達と積極的に関わを必要としている時には、進んができる。
いる人を見かけた時には、積極ができる。



成人期

【期待される姿】

- ◆障害の有無にかかわらず、一人一人を大切にして、共に支え合う地域社会を主体的に築いていく姿
- 障害の有無にかかわらず、日常的に挨拶や言葉を交わし合い、障害のある人々が支援を必要としている場面では、進んで手助けをする。
- 障害の有無にかかわらず、全ての住民が参加できる地域活動を積極的に企画・運営するなど、地域の活性化に向けた役割を果たす。
- 自己の職業や所属する組織において、障害のある人々と協力しながら、国民全体の福祉の向上を意識した行動や判断、提案などができる。



特別支援学校の子供たちに期待すること

- いつもとは違う世界に、しかも自分一人で飛び込んでいくことは、とても勇気のいることだと思います。
- でも、ほんの少しの勇気を出して飛び込んでみると、そこには今まで知らなかった世界が開けていて、その世界はきっと子供たちに新たな元気をくれると思います。

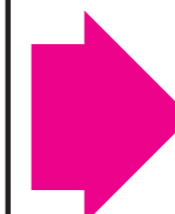


相互理解

- ◆障害のない友達とふより社会体験を広ろうとする姿
 - 副籍制度を通じて葉を交わし合ったりなど、日常的な関わりがもてる。
 - 周囲の助けが必要求めることができ
- れあい、共に活動することによ、積極的に人や物事と関わ
- 知り合った友達と、挨拶や言り、遊びや地域活動に誘った関わりがもてる。
な場面では、自分から支援をる(「手伝ってください」が言える。)

支え合い

- ◆障害があっても積極的に社会参加、社会貢献していこうとする姿
- 障害のない人々と協力し、地域の活性化に向けた役割を果たす。
- 自己の職業や所属する組織において、障害のない人々と協力しながら、国民全体の福祉の向上を意識した行動や判断、提案などができる。



II 共生社会の実現に向けて

1 それぞれに期待される役割

◆ 共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、全ての子どもたちを育てる私達（大人）一人一人が、将来のあるべき社会の姿をしっかりとイメージし、果たすべき役割を自覚して、具体的な行動に移すことが大切です。

小・中学校（地域指定校）



【校長、副校長には】

副籍制度の意義を十分に理解し、交流及び共同学習の推進に関するビジョンや具体的方策を学校経営計画に位置付けるなど、副籍制度の充実に向けてリーダーシップを発揮することが求められます。

【学級担任には】

都立特別支援学校の教員と協力し、児童・生徒同士のふれあいがより充実したものとなるよう、交流活動を行うことが求められます。



【特別支援教育コーディネーターには】

都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携した「出前授業」の企画や、校内委員会を活用した全校教職員の理解啓発など、交流活動の充実に向けた組織的な取組を積極的に進めることが求められます。



【保護者には】

我が子が障害のある児童・生徒との交流を通じて気付いたことや感じたことなどを家族で話し合う機会を設けるなどして、子供の豊かな情操を育む役割が求められます。

都立特別支援学校



【校長、副校長には】

特別支援学校のセンター的機能を活用し、副籍制度について、地域に対して広く理解推進を行っていくことが期待されます。また、地域指定校の校長等との意思疎通に努め、両校の教員同士の円滑な連携を支援することが求められます。

【学級担任には】

保護者や地域指定校の教員と協力し、児童・生徒同士のふれあいがより充実したものとなるよう、創意工夫した交流活動を行うことが求められます。



【特別支援教育コーディネーターには】

学級担任と連携を図りながら、自校の実施状況や課題を把握・整理すること、地域指定校の特別支援教育コーディネーターと連携して「出前授業」等を企画・実施することなど、障害のある児童・生徒の理解推進に向けた取組を進めることが求められます。



【保護者には】

副籍制度を積極的に利用するとともに、例えば、交流時の付き添いや地域指定校の児童・生徒に対する講話の実施など、交流活動がより充実したものとなるよう協力することが求められます。

支援

区市町村教育委員会



義務教育段階にある児童・生徒の就学に関する責任をもつ自治体として、都立特別支援学校で学ぶ児童・生徒が地域とのつながりを維持・継続できるよう、副籍制度の浸透・充実に向けて、域内の小・中学校への支援や指導・助言を行うことが求められます。

また、都立特別支援学校に就学をする保護者に対しては、副籍制度の意義や内容等を十分に説明し、多くの児童・生徒が交流活動を行うことができるよう、保護者の理解と協力を求めていく必要があります。



協力

地域の住民

学校からの求めに応じて、様々な行事等において障害のある子供とできる機会を設けることや、大規模災害時等に助け合うことのできる地域を進めることが求められます。

地域活動をリードする人々が、地域障害のない子供がふれあうことのできる地域の発掘・づくり



協力

支援

東京都教育委員会

都立特別支援学校や区市町村教育委員会と連携し、副籍制度の利用状況や交流の実施状況、及び副籍制度の一層の充実に向けた改善課題等を適切に把握する必要があります。

また、必要に応じて福祉部局と協力するなどして副籍制度の理念を共有するとともに、「副籍実践報告会」の開催等を通じて、副籍制度について広く都民に周知する役割を担います。



連携

2 「ふれあい」を大切にした交流活動の創意工夫

◆ 教育効果の高い交流活動を継続していくためには、都立特別支援学校、地域指定校、保護者の協力により、互いの立場や思い、実情等に十分に配慮した特色のある交流活動を創意工夫することが大切です。

小・中学校(地域指定校)

◆ 都立特別支援学校の児童・生徒が交流する学級の担任教諭



- ※ 交流計画について、学級の児童・生徒と一緒に考えることも、子供同士のふれあいを充実させる一つの方法です。
- ※ 交流活動の実施に当たっては、事前に、都立特別支援学校の教員による「出前授業」や、障害のある児童・生徒を育てる保護者の方の「講話」を計画することも効果的です。



連携

- ◎ 学級間で交流活動や内容に「差」が生じないよう、全校教職員や保護者の意識を高めていく役割が期待されます。



特別支援教育コーディネーター

交流活動の「創造のポイント」

- ◎ 子供一人一人の「心が育つ」交流
- ◎ 無理なく「続けることができる」交流
- ◎ お互いの「顔が見える」交流
- ◎ 将来への「希望がもてる」交流

保護者

◆ 都立特別支援学校の児童・生徒の保護者



- ※ 区市町村が行う就学相意向を伝えます。また、入学後は、在籍する都立特別支援学校の学級担任と十分な相談を行い、交流内容や方法に関する希望を伝えます。
- ※ 直接交流の実施に当たっては、児童・生徒の付き添いについて、御理解と御協力をお願いします。

都立特別支援学校



◆ 児童・生徒が所属する学級の担任教諭

- ※ 地域指定校の学級担任と緊密な連携を図ることに努め、単に対象児童・生徒の障害の状態や配慮事項を伝えるだけでなく、対象児童・生徒の好きなことや得意なこと・できることなど、交流活動を創意工夫するためのヒント（手掛かり）を伝えることを重視し、地域指定校の学級担任と協力して、個に応じた交流活動を計画することが大切です。



連携

- ◎ 交流活動の実施に際し、事前に、地域指定校での「出前授業」等をするのも効果的です。



特別支援教育コーディネーター

子供一人一人の「心が育つ」交流

- ◆ 副籍制度に基づく交流は、子供たちの豊かな心を育む機会となります。
- ◆ 副籍制度に基づく交流は、「人権教育」の一環でもあります。
- ◆ 交流を通じて、相互に助け合う気持ちや思いやりの心が育つよう、創意工夫した交流活動を進めることが大切です。

無理なく「続けることができる」交流

- ◆ 継続的に「息の長い交流」を続けることが大切です。
- ◆ 地域指定校、都立特別支援学校、保護者のいずれかに大きな負担が掛かる交流は長続きしません。
- ◆ 一度に多くを望むのではなく、中・長期的な展望をもって、無理なく、できることから始めましょう。

お互いの「顔が見える」交流

- ◆ コミュニケーションを深めるためには、実際にふれあう場面を設定することが不可欠です。
- ◆ 子供たちが同士が、「また会いたい」と思えるような交流活動を創意工夫することが大切です。
- ◆ オンライン等の活用による交流も有効です。

将来への「希望がもてる」交流

- ◆ 将来の共生地域の担い手は、今を生きる子供たちです。
- ◆ 子供同士がふれあう姿に、将来の「共生地域」への希望がもてる交流活動を工夫しましょう。
- ◆ 充実した交流活動を計画することは、共生社会の実現に向けた基盤を創ることにつながります。

Ⅲ 副籍制度の利用に関する手続

1 新入生の場合

【都立特別支援学校入学前】

1 就学相談

区市町村教育委員会が行うこと

(1) 副籍制度に関する説明

※ 就学相談の全体説明会等で、保護者に対し、副籍制度に関する説明を行う。

2 地域指定校の決定

区市町村教育委員会が行うこと

(1) 副籍制度に関する意向や交流内容に関する希望の聞き取り

※ 都立特別支援学校への就学意志を保護者に確認した後に、希望を聞き取る。

(2) 保護者の意向を踏まえた地域指定校の決定

※ 特別な事情がない限り、原則として自宅に最も近い小学校、中学校を地域指定校とする。（通学区域を定めている場合は、通学区域内の小・中学校とする。）

3 都教育委員会及び地域指定校への通知

■ 「副籍制度における地域指定校の決定について」（副籍様式1）

■ 「副籍交流希望書」（副籍様式2）

区市町村教育委員会が行うこと

(1) 東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）への通知

※ 副籍様式1の原本と副籍様式2の写しを「就学支援ファイル」と一緒に送付する。

(2) 地域指定校への通知

※ 副籍様式1の写し及び副籍様式2の写しを送付する。

東京都特別支援教育推進室が行うこと

(1) 都立特別支援学校への送付

※ 入学予定の都立特別支援学校に、副籍様式1の写し及び副籍様式2の写しの複写を「就学支援ファイル」と一緒に送付する。

4 都立特別支援学校と地域指定校との打合せ

都立特別支援学校が行うこと

(1) 早期からの交流開始に向けた地域指定校との打合せ

※ 通知に基づいて、地域指定校へ連絡する。

※ 対象児童・生徒の氏名等を通知と照合し、可能な範囲で事前の打合せを行う。

【都立特別支援学校入学後】

5 地域指定校決定の通知

■ 「副籍制度における地域指定校について」（副籍様式3）

■ 「副籍児童・生徒一覧」（副籍様式4）

■ 「副籍児童・生徒一覧」（副籍様式5）

区市町村教育委員会が行うこと

(1) 保護者への通知（副籍様式3）

※ 都立特別支援学校に入学した児童・生徒の保護者で、地域指定校の決定に同意した保護者に対し、速やかに通知する。

(2) 地域指定校への通知（副籍様式4）

(3) 都立特別支援学校への通知（副籍様式5）

6 在籍校と地域指定校との打合せ

都立特別支援学校が行うこと

(1) 具体的な交流内容の打合せ

※ 交流内容等に関する保護者の希望を確認した後、地域指定校と打合せを行う。
※ WEB会議システムを活用するなど打合せに係る負担の軽減に努める。

7 交流活動計画の作成

■ 「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施計画書兼実施報告書」（副籍様式6）

都立特別支援学校が行うこと

(1) 「実施計画書」の作成と説明

※ 地域指定校との打合せに基づき、副籍様式6を作成し、保護者に説明する。
※ 早期からの交流開始に向けて、1学期の交流計画が決まり次第、交流活動を始めるなど、柔軟な対応に努める。

(2) 区市町村教育委員会、地域指定校及び保護者への送付

副籍制度に基づく交流及び共同学習の実施

8 交流活動報告の作成

■ 「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施計画書兼実施報告書」（副籍様式6）

地域指定校が行うこと

(1) 「実施報告書」の作成及び都立特別支援学校への送付

※ 当該年度の交流活動の「実施報告書」を作成し、都立特別支援学校に送付する。

都立特別支援学校が行うこと

(1) 保護者への実施報告

※ 地域指定校から送付された「実施報告書」に基づき、保護者に説明する。

(2) 「実施報告書」の作成及び教育委員会への送付

※ 区市町村教育委員会及び東京都教育委員会（学校経営支援センター）に、「実施報告書」を送付する。

2 在校生の場合（小学部1～5年生、中学部1・2年生）

【進級前】

1 希望調査及び希望者名簿の作成

■「副籍希望者名簿・指定校一覧」（副籍様式7）

都立特別支援学校が行うこと

(1) 保護者に対し次年度の交流希望等についての聞き取り（1月下旬から2月上旬）

- ① 次年度の交流形態等の希望について聞き取る。
※ 現在、副籍制度を利用していない保護者に対しても意志確認を行う。
- ② 現在の地域指定校について、継続もしくは変更希望を確認する。
※ 「地域指定校は継続が原則である」ことを十分に周知する。
※ 変更希望がある保護者については、その理由等を十分に聞き取る。

(2) 「副籍希望者名簿・指定校一覧」（副籍様式7）の作成

2 区市町村教育委員会への通知

■「副籍希望者名簿・指定校一覧」（副籍様式7）

都立特別支援学校が行うこと

(1) 該当の区市町村教育委員会への通知（2月中旬）

3 地域指定校の決定・地域指定校の変更先の相談と決定

■「副籍希望者名簿・指定校一覧」（副籍様式7）

区市町村教育委員会が行うこと

(1) 地域指定校の決定（2月下旬）

- 継続希望の場合：副籍様式7に基づく、地域指定校の決定
- 新規希望の場合：保護者が希望する地域指定校との調整
※ 保護者の希望する地域指定校との調整を十分に行い、地域指定校を決定する。
- 変更希望場合：保護者との相談
※ 保護者との相談を十分に行い、地域指定校を決定する。

(2) 都立特別支援学校への回答（3月上旬）

- ※ 副籍様式7を作成し、該当の都立特別支援学校に回答する。

4 都立特別支援学校と地域指定校との打合せ

都立特別支援学校が行うこと

(1) 早期からの交流開始に向けた地域指定校との打合せ（年度内）

- ※ 地域指定校へ連絡し、保護者の希望を基に、可能な範囲で事前の打合せを行う。

5 地域指定校の決定通知①

■「副籍制度における地域指定校について」（副籍様式3）

区市町村教育委員会が行うこと

(1) 保護者への通知（副籍様式3）（3月下旬）

【進級後】

6 地域指定校の決定通知②

■「副籍児童・生徒一覧」（副籍様式4）

■「副籍児童・生徒一覧」（副籍様式5）

区市町村教育委員会が行うこと

(1) 地域指定校への通知（副籍様式4）

(2) 都立特別支援学校への通知（副籍様式5）

7 交流活動計画の作成

■「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施計画書兼実施報告書」（副籍様式6）

都立特別支援学校が行うこと

(1) 「実施計画書」の作成と説明

- ※ 地域指定校との打合せに基づき、副籍様式6を作成し、保護者に説明する。
- ※ WEB会議システムを活用するなど打合せに係る負担の軽減に努める。
- ※ 早期からの交流開始に向けて、1学期の交流計画が決まり次第、交流活動を始めるなど、柔軟な対応に努める。

(2) 区市町村教育委員会、地域指定校及び保護者への送付

副籍制度に基づく交流及び共同学習の実施

8 交流活動報告の作成

■「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施計画書兼実施報告書」（副籍様式6）

地域指定校が行うこと

(1) 「実施報告書」の作成及び都立特別支援学校への送付

- ※ 当該年度の交流活動の「実施報告書」を作成し、都立特別支援学校に送付する。

都立特別支援学校が行うこと

(1) 保護者への実施報告

- ※ 地域指定校から送付された「実施報告書」に基づき、保護者に説明する。

(2) 「実施報告書」の作成及び教育委員会への送付

- ※ 区市町村教育委員会及び東京都教育委員会（学校経営支援センター）に、「実施報告書」を送付する。

3 自校進学者の場合（小学部6年生）

【中学部入学前】

1 希望調査及び希望者名簿の作成

■「自校進学者の副籍希望者名簿・指定校一覧」（副籍様式8）

都立特別支援学校が行うこと

(1) 保護者に対し副籍制度に関する意向等についての聞き取り

- ① 自校の中学部への進学が確定した保護者に、意向や交流内容の希望を聞き取る。
- ② 地域指定校に関する希望を聞き取る。
※ 特別な事情がない限り、原則として自宅に最も近い中学校を地域指定校とする。（通学区域を定めている場合は、通学区域内の中学校とする。）

(2) 「自校進学者の副籍希望者名簿・指定校一覧」（副籍様式8）の作成

2 区市町村教育委員会への通知

■「自校進学者の副籍希望者名簿・指定校一覧」（副籍様式8）

都立特別支援学校が行うこと

(1) 該当の区市町村教育委員会への通知（副籍様式8）（1月下旬）

3 地域指定校の決定

■「自校進学者の副籍希望者名簿・指定校一覧」（副籍様式8）

区市町村教育委員会が行うこと

(1) 副籍様式8に基づく、地域指定校の決定（2月下旬）

(2) 都立特別支援学校への回答（3月上旬）

- ※ 副籍様式8を作成し、該当の都立特別支援学校に回答する。

4 都立特別支援学校と地域指定校との打合せ

都立特別支援学校が行うこと

(1) 早期からの交流開始に向けた地域指定校との打合せ（年度内）

- ※ 地域指定校へ連絡し、保護者の希望を基に、可能な範囲で事前の打合せを行う。

5 地域指定校の決定通知①

■「副籍制度における地域指定校について」（副籍様式3）

区市町村教育委員会が行うこと

(1) 保護者への通知（副籍様式3）（3月下旬）

【中学部入学後】

6 地域指定校の決定通知②

■「副籍児童・生徒一覧」（副籍様式4）

■「副籍児童・生徒一覧」（副籍様式5）

区市町村教育委員会が行うこと

(1) 地域指定校への通知（副籍様式4）

(2) 都立特別支援学校及び東京都教育委員会（東京都特別支援教育推進室）への通知（副籍様式5）

7 在籍校と地域指定校との打合せ

都立特別支援学校が行うこと

(1) 具体的な交流内容の打合せ

- ※ 交流内容等に関する保護者の希望を確認した後、地域指定校と打合せを行う。
- ※ WEB会議システムを活用するなど打合せに係る負担の軽減に努める。

8 交流活動計画の作成

■「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施計画書兼実施報告書」（副籍様式6）

都立特別支援学校が行うこと

(1) 「実施計画書」の作成と説明

- ※ 地域指定校との打合せに基づき、副籍様式6を作成し、保護者に説明する。
- ※ 早期からの交流開始に向けて、1学期の交流計画が決まり次第、交流活動を始めるなど、柔軟な対応に努める。

(2) 区市町村教育委員会、地域指定校及び保護者への送付

副籍制度に基づく交流及び共同学習の実施

9 交流活動報告の作成

■「副籍制度に基づく交流及び共同学習 実施計画書兼実施報告書」（副籍様式6）

地域指定校が行うこと

(1) 「実施報告書」の作成及び都立特別支援学校への送付

- ※ 当該年度の交流活動の「実施報告書」を作成し、都立特別支援学校に送付する。

都立特別支援学校が行うこと

(1) 保護者への実施報告

- ※ 地域指定校から送付された「実施報告書」に基づき、保護者に説明する。

(2) 「実施報告書」の作成及び教育委員会への送付

- ※ 区市町村教育委員会及び東京都教育委員会（学校経営支援センター）に、「実施報告書」を送付する。